

【別紙】

日本財団と県が連携して実施している PCR 検査をまだお申し込みいただいている事業所におかれましては、手順書を確認の上、お申し込みくださるようお願いします。既にお申込みいただいている事業所についても、週1回の頻度で受検いただくようお願いします。

【高齢者施設・介護サービス事業所における従事者への PCR 検査事業について】

○手順書掲載 URL

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/75211/kaiteiv04.pptx>

○申込先 URL

<https://form.kintoneapp.com/public/form/show/6e95a1a25c6773dc1bef91b18ec0ce60bab17bd447b6b3bb30225d3d4058771>

(短縮 URL : <https://ux.nu/zuW7p>)

社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されることが重要であることから、改めて、感染防止対策の徹底を継続いただき、引き続き、特に次の点にご留意いただきながら対応くださるようお願いします。

1 サービス提供の継続

- 施設サービス・在宅サービスともに、感染防止対策を徹底の上、必要なサービスが提供されるよう、サービスを継続すること。
- 在宅サービスにおいて、職員が自宅待機になる等、事業の継続が難しい場合には、ケアマネジャーや市町村と協力し、代替サービスを調整すること。

2 感染防止対策の徹底

- 感染の疑いを早期に把握するため、毎日の検温、食事等の際における体調の確認を行うこと等により、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意すること。
- 特に、レクリエーションやリハビリテーション等の実施に当たっては、可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らし、利用者同士の距離について、互いに手を伸ばして届く範囲以上の距離を保つこと。また、定期的に換気を行い、清掃を徹底し、共有物については必要に応じて消毒を行うこと。併せて声を出す機会を最小化し、マスクを着用すること。
(カラオケはクラスター発生の要因にもなっていることから、特に留意すること。)

- 食事の際には、利用者同士の対面を避けるなど、適切な距離を保つこと。
- 日頃から職員の健康管理に留意し、食堂や詰め所で飲食をする場合はマスク飲食や黙食とし、日々の体調を把握して、少しでも調子が悪ければ自宅待機する等の対策に万全を期すこと。
- 面会については、「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止面会ガイドライン（第3版）」を活用することにより、感染拡大防止対策に努めてい

ただきながら利用者と家族等との交流の機会を確保していただいているところですが、オンラインを活用するなど感染リスクをできるだけ低く抑えた面会方法を検討の上、実施していただくようあらためてお願ひします。

- 通所事業所を併設している施設においては、通所利用者と入所者の導線を分離するなど、感染対策をさらに徹底すること。
- 感染を拡げないための日頃からの注意事項や、陽性確認された入所者への対応について案内するため、「高齢者福祉施設における対応の手引き」(令和3年4月23日)を県高齢福祉課と医療危機対策本部室とで連携し作成したので、日頃からの感染防止対策や入所者に感染者が発生した際の具体的な手順や優先順位を確認し、いざという時に迅速かつ適切に対応できるよう、事前の準備を行うこと。

【面会ガイドライン掲載ページ】

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/64247/u.pdf>

【対応の手引き掲載ページ】

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/covid19/index.html#%E6%89%8B%E5%BC%95%E3%81%8D>

3 感染疑い・感染発生時の連絡の徹底

- 感染が疑われる者が発生した場合は、個室隔離等の対応を行い、協力医療機関や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けること。
- 当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行うこと。また、当該利用者の家族等に報告を行うこと。
(指定権者への速やかな報告により、必要に応じて、緊急的な衛生用品の支援、サービス継続支援につながります。)
- 感染者が一人でも発生した場合には、令和3年3月1日付事務連絡「施設・事業所における新型コロナウィルス感染症に係る報告について」に基づき、施設の情報及び陽性者数等を日次報告 web フォームに入力いただき、日々の状況を報告すること。(横浜市・川崎市・横須賀市に所在する事業所・施設を除く)
県医療危機対策本部室、保健所、県高齢福祉課等が連携して支援します。(感染拡大防止指導、集中検査の実施、職員応援調整や衛生用品の支援)

【日次報告 web フォーム入力マニュアル掲載場所】

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/covid19/index.html>

- 所管の保健所等の指示に従い、入所者等の濃厚接触者の特定に協力とともに、施設の感染拡大の防止のため、ゾーニングや消毒・清掃を実施すること。
- 感染者や濃厚接触者が発生した場合、介護サービスを継続して提供できるよう、通常時には想定されないかかり増し経費を支援します。(別添チラシ参照)

4 退院した利用者の受入れ

- 退院基準（人工呼吸器等による治療を行わなかった場合、発症日から10日間経

過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合（検査は不要）等）を満たし退院をした者や、陽性確認後療養期間を終了した者について、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入を拒否する正当な理由に該当せず、感染拡大に伴う病床逼迫を防ぐため、適切に受け入れ対応すること。

- 新型コロナウイルス感染症以外の理由により入院していた患者が退院した場合にも、同様に新型コロナウイルス感染症の疑いがあるという理由で入所を断ることは、受入を拒否する正当な理由に該当しないこと。

また、その他の詳細な対策については、「社会福祉施設等の感染防止対策の再確認、徹底について」（令和 2 年 12 月 7 日付け本県通知）に基づき、感染防止対策の再確認及び徹底を図っていただくようお願いします。

新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者に対応した 介護サービス事業所・施設の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護 サービスの提供では想定されないかかり増し費用を支援します

※申請書等は
介護情報サービスかながわの書式ライブラリー
19. 補助金・助成金等に掲載
<https://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1101&topid=28>



新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の サービス提供体制確保事業費補助金

コロナの陽性者や濃厚接触者が発生した場合など、通常の介護サービスの提供時では想定されない費用を対象とします。

対象事業所

神奈川県内（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市以外）に所在する介護サービス事業所（施設・在宅系）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅で、次のいずれかに該当する事業所

ア 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む）
 ①利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等
 ②濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所
 ③県又は保健所を設置する市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所
 ④感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等
 ⑤病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等

イ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所

ウ 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等

対象経費の例

- 1 コロナの陽性者等が発生した事業所でかかった経費
 - ① 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保
緊急雇用にかかる費用、職員への割増賃金の支給、職員への時間外や休日手当等の諸手当、（コロナ手当・危険手当）の支給
（さかのぼってコロナ手当・危険手当を支給した場合も対象になります）、人材派遣業者や職業紹介業者への手数料、損害賠償保険への加入、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、
 - ② 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用
 - ③ 感染性廃棄物の処理費用
 - ④ 在庫の不足が見込まれる衛生用品（マスク、手袋等）の購入費用
- 2 通所系サービスが訪問によりサービス提供した場合の費用
緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入、代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等用のタブレットリース費用（通信費除く）

対象経費の例

- | | |
|-----|--|
| | <p>3 一定の要件に該当する自費検査費用（要領別添1参照）</p> <p>4 施設内療養に係る費用
施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない追加的な手間について、施設内療養者一人あたり15万円まで補助（要領別添2参照）
※令和4年1月以降は条件により上限30万円</p> <p>5 コロナの陽性者等が発生した事業所を支援した事業所でかかった経費
・感染が発生した事業所等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保費用
・感染が発生した事業所等への介護人材の応援派遣のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費</p> |
| 補助額 | <p>■ サービス類型毎の上限額の枠内で申請可能（10/10補助、自己負担なし）
『例）通所介護53.7万円、訪問介護32万円、特養3.8万円×定員数</p> |

申請方法

1. 支援の対象経費などについて確認

コロナ対応でかかった経費について確認し、申請額を算定します。

- 令和3年4月1日以降に発生した経費（令和3年度末まで）が対象となります。
- 感染者や濃厚接触者が発生した日以降に、コロナ対応でかかった経費等が補助対象となります。
- 実績報告時に支出内容の確認ができる領収証等の書類の添付が必要です。
- サービスごとに補助上限額が決まっていますが、クラスターが発生した場合や、複数回の感染が発生した場合には相談に応じます。
- サービスごとの問合せ先に電話で連絡し、補助対象となることを確認してください。

2. 申請書等を作成



- 介護情報サービスかながわに掲載している①要綱様式1～3、②歳入歳出予算書の抄本、③要領別紙1・2（必要に応じて別添資料1・2も）を作成し、次の宛先へ電子メールで送信してください。
○介護情報サービスかながわ <https://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1101&topid=28>
○様式提出先 zaitaku-shidou.d3bx@pref.kanagawa.lg.jp

3. 交付申請



- 提出していただいた2.申請書等の内容を県で確認します。
確認後、県の担当者から電話連絡をしますので、案内に従い交付申請書を郵送してください。
送付先：〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県福祉子どもみらい局高齢福祉課 宛

4. 申請確認、交付決定



- 県が申請内容を確認し、補助金交付決定通知書が送付されます。

5. 実績報告



- 事業完了日から1ヶ月以内（または令和4年3月31日まで）に、県へ所定の様式により実績報告及び口座情報を提出してください。
- 実績報告後、補助金が交付されます。

お問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局高齢福祉課

電話番号 045-210-1111(代表)

(総合事業)企画グループ 内線4838

(特養、短期入所、養護、軽費) 福祉施設グループ 内線4853

(老健、居住系) 保健・居住施設グループ 内線4859

(通所系、多機能型、訪問系)在宅サービスグループ 内線4840